

気持ちいい、心地いい福祉サービスであなたをサポート

いいサポート

平成25年4月より、徳島県内すべての市町村社会福祉協議会において日常生活自立支援事業を実施しています。

福祉サービスの種類や利用の仕方がわからない

役所から届く書類をどうしたらいいのかわからない

通帳や印鑑大切な書類をどこに置いたかわれてしまう

このようなことで困っていませんか？

今利用している福祉サービスについて不満なことがある

公共料金や医療費の支払い銀行などでの払い戻しがうまくできない

計画的にお金を使いたいけれど迷ってしまう



高齢者の方、障害のある方が、お住まいの地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉協議会がお手伝いします。

日常生活自立支援事業のサ

Q1 どんな人が利用できますか？

A1 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方で、日常生活を送る上で必要となる福祉サービスの利用等についてご自分の判断だけで行うのが不安な方が利用できます。

※ご本人と社会福祉協議会との契約に基づいて行うため、日常生活自立支援事業の契約についてある程度理解できることが必要です。
※判断能力の低下により、日常生活自立支援事業の契約ができない場合は、成年後見制度の利用をおすすめしています(裏面をご覧ください)。



Q2 どんなことをお手伝いしてくれますか？

A2 「基本サービス」と「選択サービス」の2つがあります。



基本サービス

福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心して利用するためのお手伝いをします



福祉サービスについての情報提供や相談

福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き

福祉サービス利用料の支払い

福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

プラス

選択サービス

福祉サービスの利用援助にプラスして、次のサービスも行います。

日常的な金銭管理サービス

日常的なお金の出し入れのお手伝いをします



年金や福祉手当の受取に必要な手続き

医療費の支払い

税金や社会保険料、公共料金の支払いの手続き

預貯金の出し入れや解約の手続きなど

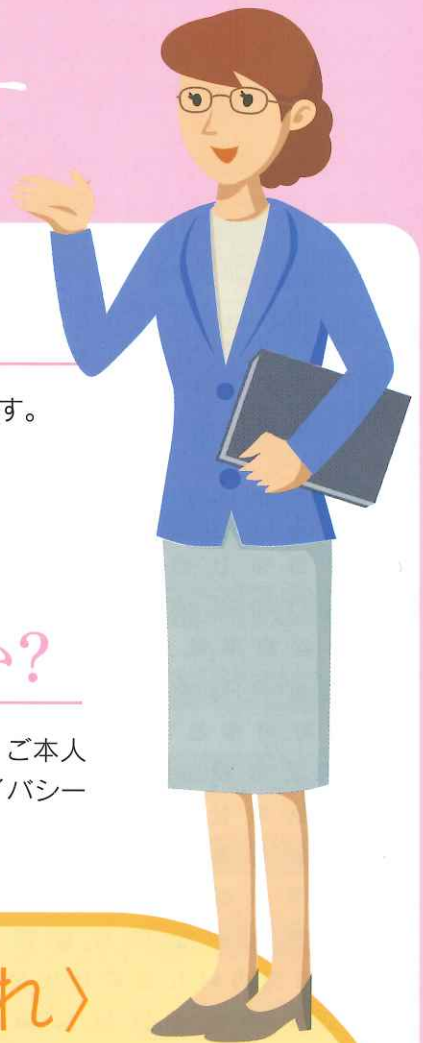
書類等預かりサービス

大切な書類等をお預かりします

銀行などの貸金庫を利用して、年金証書、通帳、印鑑、契約書類、保険証書などを安全にお預かりします



サービスについてお答えします



Q3 どれくらい利用料がかかりますか？

A3 相談から契約締結までは無料です。基本サービス、選択サービスともに有料です。
1回(1時間程度) = 1,500円

※市町村民税非課税の方は1回(1時間程度) = 1,000円【徳島県社会福祉協議会が1回につき500円助成します】
※生活保護世帯の方は公費補助により無料です。

Q4 利用するにはどうすればいいですか？

A4 お近くの社会福祉協議会にご連絡ください。(連絡先は裏面をご覧ください)ご本人以外でも、ご家族、福祉関係者など代理の方でもかまいません。もちろんプライバシーや秘密は守ります。安心してご相談ください。

〈サービス開始までの流れ〉

相談から契約締結までは無料です

1
相談

最寄りの社会福祉協議会にご相談ください。

2
訪問

専門員が訪問し、面談のうえ困っていることをお伺いします。プライバシー、秘密は必ず守ります。

3
契約締結
審査会

ご本人の判断能力や支援内容を確認します。

4
支援計画
作成

専門員が本人と話し合っ、日常生活自立支援事業のサービスの計画を立てます。

5
契約締結

支援計画の内容に基づき、本人と社会福祉協議会との間で契約を結びます。

6
サービス
開始

生活支援員が訪問し、支援計画の内容のサービスを行います。

*福祉サービスの利用援助が契約の基本です。日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスのみでは契約できません。

日常生活自立支援事業の担当者

専門員

相談を受け、本人の希望をお聞きしながら、一緒に支援計画をつくり、契約からその後の支援をサポートします。

生活支援員

契約内容にそって定期的に訪問し、日常生活自立支援事業のサービスを担当します。

安心してご利用いただくために

契約締結審査会

法律・福祉・医療等の専門家がこの事業の利用契約を結ぶ判断能力についての審査や、援助における助言を行います。

運営適正化委員会

この事業の透明性、公正性を確保するため、事業運営全般を監視するとともに、同事業の苦情の解決を行います。

徳島市中昭和町1丁目2番地 県立総合福祉センター3階
TEL.088-611-9988